

生活保護法改正案の廃案等に関する意見書（案）

現在、国会では、社会保障制度改革推進法に基づく生活保護法改正案の審議が行われている。

現行法では、生活保護の申請について、申請者が口頭でも意思表示をすれば、保護の実施機関が要件を吟味し、保護の要否を期限内に通知する義務を負っている。しかし、改正案では、申請者に資産や収入などを記載した申請書の提出や必要書類の添付を義務付けていることから、これらがそろわない場合は申請ができなくなる。また、改正案では、扶養義務者や同居の親族に対し、扶養が困難な理由について「報告を求めることができる」と規定している。これにより、保護の実施機関が官公署に資産や収入などの資料提出を求め、銀行や雇主に照会することも可能になる。

本年5月17日、日本弁護士連合会は、「生活保護の利用を妨げる「生活保護法の一部を改正する法律案」の廃案を求める緊急会長声明」を発表した。その声明では、改正案は、窓口で書類の不備を理由に申請を受け付けないなどの違法な「水際作戦」を合法化し、扶養照会などによって保護申請に一層の萎縮的効果を及ぼすとして、「看過し難い重大な問題がある」と指摘するとともに、「我が国における生存権保障（憲法25条）を空文化させるものであって到底容認できない」として、廃案を強く求めている。

さらに、同日付けの国連の社会権規約委員会による日本政府に対する勧告では、「生活保護の申請手続を簡素化し、申請者が尊厳をもって扱われることを確保するための措置を採る」ことや、「生活保護に付きまとうスティグマ（恥のらく印）を解消するために国民を教育する」ことを求めている。今回の改正案は、この勧告にも反するものと言わざるを得ない。

また、国民の生存権的基本権を守るのは国の責務であることから、生活保護費は全額国の負担とすべきである。とりわけ、居住地のない者等に係る生活保護費については、都道府県を越えて移動する場合があることから、地方負担を求める制度は実態にそぐわないものである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。